

入院時食事療養・入院時生活療養 について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供をしております。

区 分		食 費 (1食につき)	居 住 費 (1日につき)
現役並所得者 一般		550円	※ 療養病棟に入院する 65歳以上の方 430円 (指定難病患者 0円)
	指定難病患者	330円	
低所得者 Ⅱ		270円	
	医療の必要性が高い (医療区分 2・3 の状態) かつ、 90日を超える入院の場合	220円	
低所得者 Ⅰ	医療の必要性の高い方 (医療区分 2・3 の状態)	130円	
	医療の必要性の低い方 (医療区分 1 の状態)	160円	
低所得者 Ⅰ (65歳未満)	世帯全員が住民税非課税であるか、 老齢福祉年金受給者	130円	